

特定健診やがん検診で年に1度は身体の状態をチェック! ～10月は「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間」です～

各種健(検)診を受けることで、がんや糖尿病、腎臓病など、中高年の方がかかりやすい病気のリスクを発見することができます。また、費用の多くを市が負担するため、ワンコインの個人負担で受診が可能です。この機会にぜひお申し込みください。



詳しくはこちら

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、①来場前の検温、②会場でのマスクの着用、③指定受付時間での来場へのご協力をよろしくお願いいたします。

申込・問い合わせ/健康増進課 ☎(43) 1118

※後期高齢者健康診査および子宮がん検診は、医療機関での受診も可能です。電話でお申し込みください。

※日程の変更やキャンセルは、必ずご連絡ください。

※発熱やせきなど、体調がすぐれない場合は、後日改めて受診してください。

※勤務先の健診や人間ドックを受診した方は、特定健診を受診することはできません。(未受診のがん検診などは受診可能です)

※社会保険の「受診券」で特定健診を受診する方には、事前にご連絡いただければ尿検査容器をお送りします。

特定健診 / 30・35歳健診 / 後期高齢者健康診査

特定健診はメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の発見と予防を、後期高齢者健康診査はフレイル予防・重症化予防を目的とした健診で、腎機能・肝機能・血糖値・血中脂肪・貧血などの状態がわかります。

身体計測	腹囲測定*
血圧測定	尿検査
心電図	眼底検査

【料金】

- ・30・35歳の方、国民健康保険加入の40歳以上の方…500円
- ・70歳以上の方…無料

血液検査

腎機能

肝機能

血糖値

血中脂肪

貧血

これらのほか、さまざまなリスクを発見することができます。

*後期高齢者健康診査では測定しません。

がん検診

主にがんの早期発見を目的とした検診です。市では、6種類のがん検診を行っています。

加入している健康保険に関わらず、下記の年齢要件が合えば受診することができます。

胃がん検診★	40歳以上の方
肺がん検診★	40歳以上の方
大腸がん検診★	40歳以上の方

【料金】

- ・各500円(肺がん検診は200円、40歳以上の乳がん検診は1,000円)
- ・70歳以上の方…★印は無料

前立腺がん検診	50歳以上の男性
乳がん検診	超音波のみ: 30～39歳の女性 マンモグラフィ+超音波: 40歳以上の女性
子宮がん検診★	20歳以上の女性

※上記検診のほかに、胃がんリスク検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診があります。

11・12月の集団健診日程

受診される方は、次のものを必ずお持ちください。

- ①保険証 ②番号札引換券(集団健診のお知らせに同封のピンク色の用紙)
- ③集団健診のお知らせ(問診票) ④受診券(特定健診を受診する社会保険の方)

	受付時間	場所	特定健診 胃・肺・大腸・前立腺がん	乳・子宮がん 骨粗しょう症	備考
11月	4日(金)	8:00～10:30	片岡公民館	○	
	11日(金)	7:30～10:30	生涯学習館	○	※託児あり
		13:30～14:30		大腸がんのみ	○
	14日(月)	8:00～10:30		○	
12月	26日(土)		片岡公民館	○	
	5日(月)	7:30～10:30	生涯学習館	○	
	10日(土)			○	
	14日(水)			○	※託児あり
	20日(火)			○	

※11月11日(金)、12月14日(水)の託児を希望する方は、健康増進課までご連絡ください。

固定資産税の申告・届出のお知らせ

土地と家屋(建物)には、固定資産税の課税に係る申告制度や各種届出があります。次のような変更があった場合、所有者は速やかに申告書・届出書を税務課へ提出してください。

※関係書類は税務課にあります。市ホームページ「申請書配布サービス」からもダウンロードできます。

問い合わせ/税務課 ☎(43) 1115

こんな場合に	必要なもの	説明・手続き
住宅用地の内容を変更した場合	・住宅用地(変更)申告書 ・印鑑	専用住宅や併用住宅が建っている土地を住宅用地と言い、その面積によって特例措置が適用されます。住宅以外の建物(事務所・店舗など)を住宅用にまたはその逆など、用途を変更した場合には、速やかに申告書を提出してください。
土地の地目を変更した場合	・土地(地目変更)届出書 ・印鑑	固定資産税の課税地目は、登記簿の地目とは別に1月1日(賦課期日:課税の基準となる日)の現況で評価します。地目を変更した場合は、届出書を提出してください。 ※地目…土地の用途による分類(田・宅地など)
家屋を滅失・変更した場合	・家屋(滅失・変更)届出書 ・印鑑	取り壊しなどで家屋がなくなった場合や、増改築などで家屋の種類・構造・床面積などを変更した場合は、届出書を提出してください。
未登記家屋の納税義務者を変更した場合	・未登記家屋納税義務者(変更)届出書 ・新所有者および旧所有者の印鑑	売買・贈与・相続などで登記をしていない家屋の所有者(納税義務者)を変更した場合は、届出書を提出してください。
共有名義の代表者を変更した場合	・共有代表者(変更)届出書 ・新代表者および旧代表者の印鑑	土地、または家屋が共有名義で、その代表者を変更した場合は、届出書を提出してください。

土地・家屋に関する制度が変わりました

○地方税法の改正に伴い、令和3年度固定資産税課税分より制度が変わりました。

現に所有している者の申告の制度化	登記簿上の所有者が死亡し、相続登記の手続きが完了するまでの間、現に所有している者(相続人など)に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所など必要な事項を申告させることができるようになりました。
使用者を所有者とみなす制度の拡大	固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない、調査を尽くしても所有者が一人も特定できない、使用者からも調査に協力を得られないなど、所有者の特定に支障がある場合に、その使用者を所有者とみなして課税できるようになりました。

○不動産(土地・家屋)の相続登記が義務化されます
令和3年4月の法律改正により、令和6年4月1日から相続登記が義務化され、不動産の相続を知った日から3年以内に相続登記の申請が必要となります。

問い合わせ/税務課 ☎(43) 1115

大規模な土地の取引には届出が必要です

一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届出が必要となります。

- 届出の必要な面積 /
- ・市街化区域(矢板市にはありません) 2,000㎡以上
 - ・その他の都市計画区域 5,000㎡以上
 - ・都市計画区域外 10,000㎡以上

※1筆の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。

届出の必要な取引/売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定・譲渡など

- 届出者/権利取得者(土地売買の場合は買主)
届出期限/契約日から2週間以内(契約日を含む)
届出書類/土地売買等届出書2部(正本1部、副本1部)

問い合わせ/総合政策課 ☎(43) 1112

道路に張り出した樹木は切りましょう



あなたの土地の樹木が道路に倒れる、または張り出したり枝が落ちたりして、歩行者などの通行の妨げとなっていないですか？

樹木が倒れる、または枝が落ちることで、通行人がけがをしたり、車を破損したりすると、民法の不法行為となり、相手から損害賠償を請求されることがあります。このようなトラブルにならないよう、樹木の適正な管理をお願いします。

ご存じですか？建築限界

建築限界とは、道路の交通を妨げないよう、建築物の設置や樹木などを制限する範囲のことです。



一般的な車道や路肩では高さ4.5m以上の確保が必要です

歩道上では高さ2.5m以上の確保が必要です

次のような行為は道路法で禁止されています。

- みだりに道路を傷つけたり汚したりすること
- みだりに道路に土や石・竹木などを堆積する、または、道路上で交通を妨げるような行為をすること

禁止行為に当たる場合、道路管理者から樹木の移転や伐採命令を受けることがあります。また悪質な違反には、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されることがあります。道路に関してご不明な点がありましたら、各道路管理者までお問い合わせください。

道路	道路管理者
国道4号	宇都宮国道事務所矢板出張所 ☎(44)0461
国道461号・県道	矢板土木事務所保全部 ☎(44)2186
それ以外の道路	矢板市建設課 ☎(43)6212

問い合わせ/建設課 ☎(43)6212

市税等の滞納処分を強化しています

市税等を納期限内に納付している納税者との公平・均衡を図るため、滞納者に対し次の取り組みを強化しています。

○搜索

自宅・事務所などに立入調査を行い、お金の換えられるものを差し押さえます。

○自動車の差し押さえ

所有している車をタイヤロックやミラーズロックなどを行い差し押さえます。

○給与・預貯金・生命保険・不動産の差し押さえ

勤務先・金融機関・保険会社・法務局などで調査を行い、所有している財産を差し押さえます。

※搜索や差し押さえは、予告なしに実施します。



タイヤロックをかけている様子

ミラーズロックも導入中

問い合わせ/税務課 ☎(43)1115

自転車保険の加入が義務化されました

自転車は身近で便利な交通手段ですが、乗り方を誤れば歩行者などにけがをさせてしまいます。自転車の利用に係る交通事故により、相手にけがを負わせたというような事例で、高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいます。

このような金銭的リスクに対応するため、県では令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務化されました。自転車損害賠償責任保険には、TSマークなどの自転車向け保険のほかに、自動車保険や火災保険などの特約などで加入済みの場合がありますので、現在ご加入の保険会社などにご確認ください。

自転車事故の高額賠償事例

【自転車と歩行者の事故】2013年(神戸地裁)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で歩行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折などの傷害を負い、意識が戻らない状態になったとして、加害児童の保護者に対し約9,500万円の支払いを命じた。

問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755

10月1日は浄化槽の日～浄化槽 暮らし潤す 水守る～

(令和4年度浄化槽標語)

私たちが毎日使っている水道の「水」は、私たちが住んでいる「地球」を循環しています。浄化槽を正しく使ってきれいな「水」を自然環境に返し、私たちの明るい未来の継続をみんなで創造しましょう。

浄化槽の維持管理は法律で定められており、懲役や罰金など罰則の定めもあるため、適正な管理をお願いします。

【浄化槽維持管理3つの義務】

①保守点検

【依頼先】浄化槽保守点検業者に登録された業者

【内容】装置の点検・調整、消毒薬補充など

②清掃

【依頼先】浄化槽清掃業者として許可された業者

【内容】年1回以上の汚泥の引き抜き

※故障や悪臭の原因を取り除く作業

③法定検査(11条検査)

【依頼先】(一社)栃木県浄化槽協会

※栃木県知事が指定した検査機関

【内容】年1回浄化槽が正常に機能しているかの検査

※使用開始後3～5カ月目の間に7条検査もあります。

※保守点検・清掃の記録および検査結果の書類は3年間保存することが法律で定められています。

問い合わせ/

下水道課 ☎(43)6214

※法定検査について

(一社)栃木県浄化槽協会 ☎028(633)1650

家庭でのごみの焼却は、法律で禁止されています

市役所に「ごみを燃やしていて煙や臭いで困っている」といった苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、不完全燃焼による有害物質の発生原因にもなります。また、火の粉が飛んだり、思いもしない原因で延焼するなど、火災につながる事例(野焼きの火が自宅に燃え移ってしまったなど)も発生しています。

家庭でのごみ焼却は皆さんの安全のためにも絶対にやめましょう。

問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755

■法令違反の焼却例

- ・家庭のごみを空地や田畑で焼却すること。
(例:紙、段ボール、雑誌、ビニール袋、包装紙など)
- ・家庭菜園で出た作物残さや庭の雑草・枝木竹を焼却すること。
- ・地面、素掘りの穴、ドラム缶、ブロック囲いなどで焼却すること。

■ごみ処分の方法

- ・矢板市ごみ収集カレンダー裏にあるごみの分別ガイドに従って処分してください。
- ・庭の雑草や枝などは、小分けにして市指定のごみ袋に入れ燃えるごみとして出すか、エコパークしおやに直接搬入してください。

募集 里山林整備を新たに行う団体に補助金を交付します

通学路や住宅周辺の安全・安心の確保を図るなどといった里山林整備を新たに希望される森づくり活動団体(行政区を含む)に対して、補助金を交付しています。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ/農林課 ☎(43)6210

補助事業名	対象	補助金額(年額)・期間など
矢板市森づくり活動支援事業	レクリエーション活動などのための里山林	・上限16万円 ・1年間
とちぎの元気な森づくり里山林整備事業	通学路や住宅地周辺に隣接する里山林など	・1年目25万円/ha、2年目以降5万円/ha ・5年間
	野生獣が発生する恐れのある田畑などに隣接する里山林	・1年目26万円/ha、2年目以降5万円/ha ・5年間
森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 ^(※)	森林経営計画が策定されていない森林	・国4分の3、県8分の1、市8分の1 ・3年間

※申請窓口は、(公社)とちぎ環境・みどり推進機構になります。

募集「やいた観光文化コンシェルジュ」養成講座



詳しくはこちら



申込専用フォーム

市外・県外からお越しになる観光客に対し、リクエストに応じた臨機応変な接客や、新たな観光客の獲得に必要なスキルを習得することを目的とした「やいた観光文化コンシェルジュ」養成講座を開講します。皆さんの参加をお待ちしています。

日時／11月～2月 18:00～20:00

※講座内容などにより受講時間は変更する場合があります。

場所／生涯学習館 研修室(1) ほか

内容／本市の観光や歴史・文化財、心構えなどを学びます。

コース／文化セミナーコース 全5回
観光文化セミナーコース 全6回
エキスパートコース 全8回

対象／・市内の観光、文化施設に勤務する方
・活動する意欲のある方

定員／30人 *先着順

※原則として予定する講座を全て受講できる方

参加費／無料

申込方法／10月28日(金)までに、申込専用フォームまたは、電話・ファクスでお申し込みください。その際、コース名・氏名・住所・電話番号をご記入ください。

申込・問い合わせ／

商工観光課 ☎(43)6211 FAX(44)3324

生涯学習課 ☎(43)6218 FAX(43)4436

※電話の場合は平日8:30～17:15

募集 新築住宅木材需要拡大事業補助金



詳しくはこちら

矢板市産材(矢板市内で産出された木材であることが証明された木材)の需要拡大を図るため、市内に住宅を新築しようとする建築主に助成する事業を実施しています。

補助対象／市内に木造住宅を新築し、下記に該当する方

- ①新築住宅の延床面積が75㎡以上
- ②使用木材材積の55%以上が矢板市産材
- ③世帯員の中に市税等の滞納者がいない建築主の方

補助金額／1戸あたり20万円

必要なもの／交付申請書のほか平面図・位置図・市税等の納税証明書(世帯員全員分)・住民票(住所が市外の場合のみ)

そのほか／栃木県のとちぎ材の家づくり支援事業と併用可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ／農林課 ☎(43)6210

開催 巡回行政相談 ～ききます、とどけます、あなたの声を行政に！～

10月17日(月)～23日(日)は「行政相談週間」です。「どこに相談したらよいか分からない」、「役所から受けた対応・説明が理解・納得できない」などの困りごとや相談ごとはありませんか?行政相談では、国などの行政への苦情や意見・要望、困りごとなどをお聴きし、その解決や実現の促進を図るとともに、行政運営の改善に役立てます。

問い合わせ／秘書広報課 ☎(43)3764

●巡回行政相談

10月18日(火) 10:00～12:00 片岡公民館
13:30～15:30 泉公民館

●定例の行政相談

毎月第1火曜日 9:00～12:00 きずな館
(※1月のみ第3火曜日)

視力確認
無料券

運転免許更新
更新前の視力確認無料
半年前のチェックが安心です

つじの郷
商品券
ぜひご利用ください

認定補聴器技能者
ID番号 38532
登録番号 20-3418
菊地 理
有効期間 2018年4月1日～2023年3月31日
公益財団法人 テクノエイド協会

補聴器
ジュエリきくち
ダイヤー矢板店前 木曜日
営業時間 10:00～18:00
0287-43-1347

人権擁護委員が新たに委嘱されました

10月1日付で、近藤 一さん(新任)と豊田 久仁子さん(新任)が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。



任期は令和7年9月30日までの3年間です。

●人権擁護委員は次の方々です(10月1日現在)

岡本 美代子さん(末広町) 和氣 ちかさん(木幡)
桑野 厚さん(大槻) 齋藤 兆正さん(下伊佐野)
宮本 道成さん(本町) 善林 景子さん(乙畑)
近藤 一さん(扇町一丁目) 豊田 久仁子さん(泉)

●人権擁護委員その活動と役割

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的権利(生命、自由および幸福追求など)が侵害されることのないように監視しています。

また、人権についての相談業務や人権擁護のためのPR活動をしています。

【人権相談】

日時／毎月第2火曜日 9:30～12:00

場所／市保健福祉センター2階 相談室

問い合わせ／総務課 ☎(43)1113

開催 令和5年二十歳のつどい

対象／平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、10月1日現在、矢板市に住所がある方にち／令和5年1月8日(日)

時間／

対象者(卒業時)	受付開始時間	式典開始時間
矢板中学校1～4組	9:00	9:30
泉中学校 片岡中学校	11:15	11:45
矢板中学校5・6組 矢板東高等学校附属中学校 市外の中学校	13:30	14:00

場所／矢板イースタンホテル

内容／式典・記念撮影など

そのほか／

- ・対象の方には11月中旬に案内状を郵送します。
- ・本市出身の市外在住の方で、「二十歳のつどい」に参加希望の方は、10月20日(木)までに電話でご連絡ください。また、矢板市以外の式典に参加希望の方は、参加を希望する市町村へお問い合わせください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、開催内容などが変更となる場合があります。決まり次第、市ホームページおよび二十歳のつどい専用サイトでお知らせします。二十歳のつどい専用サイトのURLは案内状に記載します。

問い合わせ／生涯学習課 ☎(43)6218

募集 AKICHI であそぼう! 親学で考えよう!

広い片岡公民館の広場で、たくさん遊びませんか?

お子さんが元気に遊んでいる間に、保護者の方はSNSについて語り合い、親子別々の講座に参加していただけます。



日時／11月27日(日) 10:00～11:30

場所／片岡公民館

内容／

子ども: 広場で運動遊び、竹とんぼ、紙玉でつぼうなど
保護者: 「見えてる?見えてない? SNSへの書き込み編」

対象・定員／市内在住の小学生とその保護者 10組
*先着順

参加費／無料

講師／子ども: 塚田 翠先生(AKICHI)、ぶらぶらクラブ
保護者: 塩谷南那須教育事務所 大谷 貴之先生

持ち物／筆記用具

申込方法／11月10日(木)までに、窓口または電話でお申し込みください。

そのほか／別々に活動することが難しいお子さんは、保護者同伴で子ども活動に参加することも可能です。

申込・問い合わせ／片岡公民館 ☎(48)0101

*月曜・祝日休館

現教育長の村上氏と現教育委員の池田氏を再任命

10月1日付で、村上 雅之氏が教育長に、池田 光代氏が教育委員に再任命されました。任期は、村上氏が令和7年9月30日までの3年間、池田氏は令和8年9月30日までの4年間です。
問い合わせ／教育総務課 ☎(43) 6217



教育委員会／

役職	氏名	任期
教育長	村上 雅之(乙畑)	令和7年9月30日
教育長職務代理者	池田 光代(立足)	令和8年9月30日
委員	岡 友美(乙畑)	令和7年9月30日
	齋藤 良則(東泉)	令和6年9月30日
	宮本 福德(本町)	令和5年9月30日

(敬称略)

募集 小学生イングリッシュイベント

小学生を対象に英語で遊ぶイベントを開催します。異学年でグループを組み、市内の小中学校に勤務するALTと一緒にオールイングリッシュで楽しみながら活動します。
日時・内容／

日にち	時間	内容
11月5日(土)	9:30~11:30	宝探し
11月26日(土)		お買い物
12月10日(土)		海外旅行

場所／矢板公民館

対象・定員／市内在住の小学生 30人 *先着順
参加費／無料
講師／民間教育施設 日本人専門スタッフ
市内小中学校に勤務する外国人英語教員(ALT)
申込方法／10月20日(木)までに、申込専用フォームからお申し込みください。
そのほか／
・児童の送迎は保護者の責任のもと行ってください。
・3回全てに参加しなくてもかまいません。
問い合わせ／教育総務課 ☎(43) 6217



詳しくはこちら

募集 大人の遠足 クラフトバンドで北欧風編かごを作ろう

環境にやさしく、丈夫で軽いクラフトバンドを使って編かごを作ります。

日時／11月13日(日)
9:30~12:00

場所／矢板公民館 実習室

定員／10人

*申込多数の場合は抽選。結果はハガキでお知らせします。
*初めての方優先。



参加費／500円 *当日集めます。
講師／エコクラフト教室の皆さん
持ち物／洗濯ばさみ10個・2B以上の鉛筆・はさみ・定規(15cm程度)・手拭きタオル・目打ち・霧吹き(お持ちの方)
申込方法／10月19日(水)までに、電話でお申し込みください。
申込・問い合わせ／矢板公民館 ☎(43) 0469
*月曜・祝日休館



開催 第42回泉地区作品展

泉公民館講座生や泉保育所幼児、泉地区の方たちの作品を展示します。出品者の日ごろの成果をご覧ください。

日時／10月22日(土) 10:00~17:00
23日(日) 9:00~13:00

場所／泉公民館 集会室

内容／書道・絵画・切り絵・盆栽・写真・和裁小物など

そのほか／「第27回泉地域ふれあい祭り」は中止となります。
問い合わせ／
泉公民館 ☎(43) 0402
*月曜・祝日休館



「やいた花火大会 2022」開催内容の変更

大会会場内において売店(露天商)の出店を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、花火の打ち上げのみとします。



それに伴い、会場内は大会協賛者(スポンサー)のみの入場となりますので、一般の方が入場することはできません。会場内での観覧を楽しみにされていた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解・ご協力のほどよろしくお祈りします。

日時／10月15日(土) *荒天時は16日(日)に順延
18:30~花火打ち上げ

問い合わせ／やいた花火大会実行委員会事務局
(市商工会内) ☎(43) 1755



詳しくはこちら

募集 おさんぽクラブやいた

健康ウォーキングをしながら、普段、何気なく見ている植物の名前を覚えてもらったり、その地に伝わるお話を聞いたりしながら、地域の理解を深めましょう。



日時／10月28日(金) *荒天中止
9:00 図書館北側駐車場集合 12:00 解散予定
定員／20人 *先着順 参加費／無料

コース／図書館北側駐車場~長井次郎安藤太の五輪塔~芭蕉句碑ほか~大島家倉庫・剣神社~密乗院跡(観音堂)~図書館北側駐車場 *歩行距離約7km
持ち物／飲み物・雨具・帽子・汗拭タオル など
申込方法／10月11日(火)から、電話でお申し込みください。
申込・問い合わせ／泉公民館 ☎(43) 0402
*月曜・祝日休館



募集 ドローンプログラミング体験

ドローン操縦士からドローンの仕組みや法律を学びます。また、プログラミングを体験し、実際にドローンを飛ばしてみましょう。



日時／12月4日(日)
9:00~12:00
場所／片岡公民館 コミュニティホール
対象・定員／市内在住の高校生以上の方 10人
*申込多数の場合は抽選。結果はハガキでお知らせします。

参加費／無料
講師／江連 政行先生
(那珂川町ケーブルTVカメラマン・ドローン操縦士)
持ち物／筆記用具
申込方法／11月10日(木)までに、窓口または電話でお申し込みください。
申込・問い合わせ／片岡公民館 ☎(48) 0101
*月曜・祝日休館

募集 ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。悩んでいる人の孤立を防ぎ、命の門番となるのは皆さん一人ひとりです。身近な人への寄り添い方を一緒に考えましょう。

日時／11月8日(火) 10:00~11:30
場所／矢板公民館 大会議室 定員／20人
講師／国際医療福祉大学 キャリア支援センター 村上 加代子先生
申込方法／10月31日(月)までに、電話でお申し込みください。
申込・問い合わせ／健康増進課 ☎(43) 1118

開催 ひきこもり相談会

ひきこもりに悩む本人やご家族を対象に、「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターポラリス☆とちぎ」による出張相談会を実施します。相談は無料です。一人で悩まず、まずはご相談ください。

日時／11月16日(水) *事前予約制・先着順
①9:30~②11:00~③13:30~④15:00~
※相談時間は1組1時間以内です。
場所／矢板公民館 第1研修室
申込方法／10月31日(月)までに、電話でお申し込みください。
申込・問い合わせ／社会福祉課 ☎(43) 1116